

令和元年台風第19号による災害の発生に伴う 建築士事務所登録の有効期間等の取扱いについて

「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）」及び「国土交通省告示第720号」に基づき、建築士事務所登録等の有効期間の延長及び変更・廃業届が期限内に提出されなかった義務不履行の免責の措置等が実施されることになりました。

内容については、下記のとおりです。

記

1 建築士事務所登録の有効期間の延長について

対 象 者：特定被災地域（※）内に建築士事務所を有する者で、
令和元年10月10日から令和2年3月30日の間に有効期間が満了するもの。

延長期間：有効期間の満了日を一律に令和2年3月31日とする。

建築士事務所登録に関して、希望者は本来の満了日とする。

※特定被災地域＝墨田区・大田区・世田谷区・豊島区・北区・板橋区・
練馬区・八王子市・立川市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・
小金井市・日野市・福生市・狛江市・東大和市・武蔵村山市・
多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・
奥多摩町・大島町

2 変更・廃業届について

令和元年台風第19号により、変更・廃業の届出（届出を行うべき期限が令和元年10月10日から令和2年1月30日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、令和2年1月31日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問われません。

3 問い合わせ先

その他不明な点がありましたら、個別にご相談下さい。

一般社団法人 東京都建築士事務所協会
登録センター TEL 03-5272-1069